

- ・プラスチック資源循環法(国:R4.4)
- ・栃木県生活排水処理構想(県:R5.3)
- ・廃棄物処理における脱炭素化の推進
- ・サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行
- ・少子高齢化・人口減少など社会構造の変化
- ・NCCの進展による居住の集約化

めとする様々なSDGsの達成に貢献



宇都宮市一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画
食品ロス削減推進計画

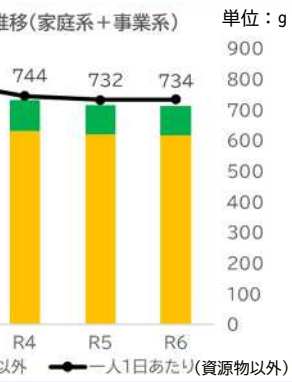
生活排水処理基本計画

画

現状

終処分量 >>

	R6	基準年度比 (%)
0)	137,091	▲ 9.4
7	97,910	▲ 8.5
3	39,181	▲ 11.7
5	20,949	▲ 3.9
5	20,318	▲ 3.1
0)	631	▲ 24.0
1)	163,695	▲ 9.5
4)	17,885	▲ 21.2



2 前計画における目標値の達成状況と課題

(1) 家庭系ごみ

【基本指標】一人1日当たりごみ排出量(資源物以外)
R6 現状値:524g/人・日 R7短期目標値:540g/人・日

・ 令和6年度に短期目標をすでに達成しているものの、焼却ごみの中には、依然として資源物やまだ食べることができる食品ロスが含まれており、焼却ごみ以外のごみ種にも分別誤りのものが含まれています。

⇒ ごみの発生抑制や正しい分別の定着に向けた周知啓発が必要です。

・ 近年の一人1日当たりごみ排出量は横ばい傾向であるとともに、「プラスチック資源循環法」の施行など、循環型社会の形成に向けた市町村における更なる取組の推進が求められています。

⇒ 「プラスチック製品」の資源化など、新たな施策の検討・展開が必要です。

【参考】令和6年度 家庭系 焼却ごみの組成割合(%)

資源物以外計	生ごみ	食品ロス	製品	プラスチック	資源化不可紙	資源化不可布	木類※	うち剪定枝	その他	資源物計	プラスチック	資源化可紙	資源化可布	びん・缶
80.0	16.9	9.6	1.7	11.4	0.4	30.7	23.9	9.4	20.0	8.5	8.0	3.4	0.1	

※木類には、剪定枝のほか、「落ち葉や草」「割り箸」も含まれる。

(2) 事業系ごみ

【基本指標】事業系ごみ排出量(資源物以外)
R6 現状値:39,181t R7短期目標値:41,100t

・ 令和6年度に短期目標をすでに達成しているものの、焼却ごみの中には、依然として資源物や食品ロスが含まれており、事業系ごみ搬入車両の調査においても不適正ごみが一部含まれています。

⇒ 適正処理の推進に向けた指導や周知啓発が必要です。

・ 事業活動の活性化などに伴い、近年の事業系ごみ排出量は増加傾向であるとともに、事業者からはごみの減量に係る先進事例等の紹介を求める声が増加しています。

⇒ 新たな施策の検討や、先進技術等の好事例の横展開が必要です。

【参考】令和6年度 事業系 焼却ごみの組成割合(%)

資源物以外計	生ごみ	食品ロス	製品	プラスチック	資源化不可紙	資源化不可布	木類	うち剪定枝	その他	資源物計	プラスチック	資源化可紙	資源化可布	びん・缶
79.3	21.0	23.9	1.5	22.3	0.4	1.1	0.0	9.1	20.7	8.9	10.6	1.1	0.1	

(3) 最終処分量

【基本指標】最終処分量
R6 現状値:17,885

・ クリーンパーク茂原の停止により一時的に焼却ごみが減少傾向にあるが再開したことにより減量効果が減弱して推移しています。

⇒ 更なる削減を図り、最終処分場の適切な活用が必要。

(4) 食品ロス削減推進

【指標】市が実施した食品ロス削減活動
R6 現状値:855人

・ 令和6年度に目標は達成されたものの、食品ロスは食品の製造段階で発生し、家庭系・事業系ごみにも混入しています。

⇒ 更なる食品ロス削減活動の推進と事業者の意識の向上・行

《基本指標の設定》

次期計画期間(令和8年度～令和22年度)における資源とごみ排出量の推計値に、国の指標や本市のこれまでの実績を踏まえながら、施策の実施によって見込まれるごみ排出量を目標値として設定する。

【基本理念】市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって、持続可能な循環型社会を形成します。

基本指標

達成を目指す

基本指標1
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物以外)

基準年度
令和6年度
524g/人・日

短期目標
令和12年度
485g/人・日

中期目標
令和17年度
474g/人・日

基本指標2
事業系ごみ排出量(資源物以外)

基準年度
令和6年度
39,181t/年

短期目標
令和12年度
35,800t/年

中期目標
令和17年度
34,500t/年

促進	分別講習会と出前講座の開催回数	57回/年	75回以上/年	◆	2 情報が伝わりにくい若年層や外国人住人等への周知強化 3 リサイクル推進員活動支援の推進 3 エコショップ等の普及促進
促進	市が実施したフードドライブの参加者数【食品ロス削減推進計画指標】	855人/年	1,350人/年	★	◆ 4 食品ロス発生抑制の推進【重点】 ・エコショップ等と連携したフードシェアリングの普及 ◆ 5 家庭系生ごみ削減の推進 6 プラスチックごみの発生抑制の推進 7 ごみ有料化等の検討
促進	再生品(リユース品)の提供数	196点/年	250点/年	★	8 不要品のリユースの利用促進 9 粗大ごみ等のリユースの推進【重点】 ・粗大ごみ(家具等)の民間事業者売払いの実証実験
	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数	延べ64,189ダウンロード/年	延べ100,000ダウンロード/年	★	10 分別強化の推進【重点】 ・わかりやすい分別呼称等の選定 11 プラスチック製品の分別の推進【新規・重点】 ・プラスチック製品の分別収集に係るあらゆる機会・媒体を活用した周知啓発の徹底
促進	剪定枝・プラスチック製容器包装等の資源化量	4,234t/年	5,200t/年	★	◆ 12 資源物の分別徹底等による資源化の推進 13 食品廃棄物の資源化の推進 14 資源物集団回収の推進 15 新たな資源循環利用の検討
促進	行政収集及び工場への搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行った日数の割合	100%/年	100%/年を維持		16 ごみステーションの維持管理支援の推進 17 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制確保の推進 18 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理の推進 19 火災対策の推進【重点】 ・リサイクルプラザ等における火災対策設備の機能追加 20 (仮称)新クリーンパーク茂原整備の推進【新規・重点】 ・(仮称)新クリーンパーク茂原整備等の検討、現地調査の実施 21 災害廃棄物の適正処理の推進
促進	事業所への戸別訪問指導の実施率	100%/年	100%/年を維持	★	◆ 22 事業系ごみの適正処理の推進【重点】 ・展開調査結果等に基づく指導・監視の強化 23 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進 24 きれいなまちづくりの推進

の取組、焼却物の発生抑制等を旨とする。また、食品ロス削減サイクルをはじめとした3Rに取り組むなど、市民成や行動変容の促進を図ります。

【関連する施策事業】

- ・脱炭素・3R普及啓発の推進
- ・プラスチックごみの発生抑制の推進
- ・粗大ごみ等のリユースの推進
- ・プラスチック製品の分別の推進 など

2 食品ロス削減の推進

・世界では、栄養不足の状態にある人々が多数存在し、日常的に大量の食品ロス(まだ食べられるのに捨てる)が生じており、本市においても、家庭系焼却ごみの中、焼却ごみの中には約25.4%の食品ロスが含まれており、削減の取り組みが必要とされています。本市では、食品ロス削減の取り組みにあたっては、食品ロスが生産、製造、流通段階で発生することを踏まえ、市民・事業者・市がそれぞれ役割を担い、一体となって3R(発生抑制・再利用・再生利用)に取り組むことで、食品ロスの削減を図ります。

【関連する施策事業】

- ・脱炭素・3R普及啓発の推進
- ・エコショップ等の普及促進
- ・食品ロス発生抑制の推進
- ・家庭系生ごみ削減の推進
- ・食品廃棄物の資源化の推進 など

最終処分の体制

を推進し、排出された資源とごみについては、市としての一般廃棄物の処理責任を担いながら、適切な収集運搬を実施し、安全かつ適正に処理を行います。人口減少や少子高齢化の進行、DXの推進等の社会環境の変化などを踏まえ、資源物の回収率向上や資源物の有効利用を促進し、必要となる資源物の供給体制を整備し、本市に適した効果的・効率的な処理体制を推進します。

収集施設はクリーンセンター下田原・クリーンパーク茂原、資源化施設はクリーンパーク(不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶、ペットボトル)、エコプラセンター下荒針(白色トング包装)としますが、クリーンパーク茂原は供用開始から24年が経過しているため、クリーンパーク茂原の整備に取り組みます。(仮称)新クリーンパーク茂原においては、安定的なごみ処理に加え、脱炭素の推進に資するよう、地球温暖化対策やごみの処理に伴い発生するCO2削減に取り組むとともに、資源物の回収率向上を図ります。

第3部 生活排水処理基本計画

1 前計画における目標値の進捗状況と課題

(1) 生活排水処理施設の整備推進

【取組指標①】生活排水処理人口普及率
R1 基準値:98.7%
R6 現状値:99.4% R7 目標値:100%

・令和6年度実績の99.4%は、令和元年度の基準値から0.7pt上昇しており、**堅調に推移**しています。

⇒ 短期目標の達成に向けて、着実に生活排水処理施設の整備を進めていますが、**関連事業(土地区画整理事業等)の進捗による影響があるため、引き続き、**

(2) 生活排水処理施設への接続促進

【取組指標②】生活排水処理率
R1 基準値:95.7%
R6 現状値:97.0% R7 目標値:100%

・令和6年度実績の97.0%は、令和元年度の基準値から1.3pt上昇しており、**堅調に推移**しています。

⇒ 短期目標の達成に当たっては、**戸別訪問指導等を実施する必要があります。**

7%は、令和元年度の基準値
、**堅調に推移**しています。

けて、検査の受検を促す文書
啓発を進めていることで受検
ますが、今後も目標達成に向
実施する必要があります。

(5) 安定した最終処分の推進

【取組指標⑤】し尿焼却灰埋立量
R1 基準値：－
R6 現状値：57.5t/年 R7 目標値：37.4t/年

⇒ 処理量及び埋立量は、単独浄化槽・汲み取りトイレからの
併処理浄化槽への転換により、減少する見通しであり、目標
接続促進等の周知啓発を進めていますが、今後の目標達成
民協力が必要不可欠であるため、周知啓発を継続的に実施
ます。
また、目標値と実績値の乖離が大きいため、**目標設定の
必要**です。

【基本理念】
れ、快適に暮らせるまちを目指します。

基本指標

達成を目指す

基本方針

基本方針 2

し尿・浄化槽汚泥等の
適正な処理

3 良好な水環境の確保に向けた施策展開

2つの基本方針のもと、5つの基本施策と7つの施策事業を展開します。また、基本指標の補完や基本施策の進捗を確認するため、取

基本方針・基本施策		取組指標	R6 (基準値)	R12 (目標値)	施策事業及び主な	
基本方針 1	生活排水処理施設整備の推進と	基本施策1-1 生活排水処理施設の整備推進	—	—	1 公共下水道の整備推進 2 合併処理浄化槽の整備推進【重 ・浄化槽設置費補助制度の実施	
		基本施策1-2 生活排水処理施設への 接続促進	生活排水処理率	97.0%	98.1%	3 生活排水処理施設への接続促進 ・未接続世帯に対する戸別訪問
		基本施策1-3 生活排水処理施設の適正管理	浄化槽法第11条検査受検率	85.7%	100%	4 生活排水処理施設の統廃合等の ・生活排水処理施設の統廃合 5 合併処理浄化槽の適正管理の推 ・法定検査未受検者に対する受
基本方針 2	し尿・浄化槽汚泥の 適正な処理	基本施策2-1 最適な収集運搬の維持	—	—	6 最適な収集運搬の実施	
		基本施策2-2 適正な処理の推進	し尿・浄化槽汚泥における 中間処理施設での処理率	100%	100%	7 適正な中間処理・最終処分の実

4 収集運搬・中間処理・最終処分体制

(1) 収集運搬体制

・し尿については全市業務委託を継続するとともに、浄化槽汚泥
については許可業者による収集運搬を実施します。

(2) 中間処理体制

・収集運搬した、し尿・浄化槽汚泥について、中間処理施設を適切に
維持管理し、適正かつ安定した中間処理を実施する。

第4部 計画の推進体制

計画の進捗状況等を点検・評価するととも
に、必要に応じ意見や提言を行う。
また、市長から諮問があった場合には、計画
の見直し等について審議及び答申を行う。

計画を総合
廃棄物処理
策・事業の総
標の達成状

廃棄物減量等推進審議会



《市》

情報発信

、短期(5年)・中期(10年)・長期(15年)の

